

① 記入例

- ② 現住所
- ③ 世帯主氏名

様

④ 長岡市長

⑤ 物価高騰対応重点支援給付金（R6住民税均等割のみ課税化世帯・10万円）支給要件確認書

⑥ 物価高騰対応重点支援給付金について、令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり支給予定額をお知らせします。
以下の内容を確認して、令和6年10月31日（当日消印有効）までに、この確認書を返送してください。

⑦ 支給方法
⑧ 支給日
⑨ 支給口座
⑩ 支給予定額 100,000円

⑪ 「支給口座」欄が空欄の場合、希望する振込先金融機関名等を下記の【受取口座記入欄】に記入し、裏面に口座確認書類（通帳のコピーなど）を貼り付けてください。
「支給口座」欄に記載があり、その口座に振込みを希望される場合、下記の【受取口座記入欄】は記入不要です。

⑬ 世帯主の方が記入してください。
確認欄（以下の項目を確認し、確認後に）

⑭ ※「支給口座」欄項目を確認してください。①、②、③の全てにチェックが入らない場合、支給対象者に該当せず、給付金を受け取れません。

- ⑭ 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。
- ⑮ 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ⑯ 令和5年度の住民税非課税または均等割のみ課税の状況に基づく同様な給付金の対象になっていません。

⑰ ※①、②、③の全てにチェックがある場合に限り、支給対象に該当します。
（いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。）
※租税条約により住民税の免除を受けている方がいる場合は、支給対象となりません。
※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求められます。
住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に
まかせ、こちらは確認書が送付された世帯の世帯主氏名となりますのでご注意ください。
※上記内容が事実でない場合は、申請書に虚偽の記載をしたこととして詐欺罪に問われる場合があります。
※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。【私の世帯は給付金を受給しません □】

⑲ 受給を辞退する場合、または上記①～③の全てにチェックが入らない場合にのみ×印を記入してください。また、空きスペースに受給しない理由を記入してください。

⑳ 日中に連絡可能な電話番号を記入してください。
内容に不明な点等があった場合、確認・連絡させていただきます。

㉑ 世帯主氏名 長岡 太郎 確認日 令和 ○年 ○月 ○日 連絡先電話番号 ××××-○○-△△△

㉒ 上記「支給口座」欄が空欄の場合またはそれ以外の口座を希望する場合にのみチェックを入れ、希望する振込み先の金融機関名等を下記の受取口座記入欄に記入してください。
上記「支給口座」欄に記載の口座への振込みを希望される場合は、下記の受取口座記入欄は記入不要です。

㉓ 上記「支給口座」欄が空欄の場合（又は上記「支給口座」欄に記載の口座に代えて）、下記の口座への振込みを希望します。
（通帳等の写しが必要。長期期入金のない口座は記入しないでください。）

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

⑳ 金融機関名	㉕ 支店名	㉖ 分類	㉗ 口座番号	（フリガナ）	
長岡	大手通	1. 普通 2. 当座	1 2 3 4 5 6 7	㉘ 口座名義 ※通帳の表記に合わせてください。	
金融機関番号 1 2 3 4	店番号 1 2 3	④① 通帳記号	④② 通帳番号	ナガオカ タロウ	
④③ ゆうちょ銀行	④④ ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	④⑤ 通帳記号	④⑥ 通帳番号	長岡 太郎	

㉔ ※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、お問い合わせください。

㉕ 代理人が確認（受給）する場合のみ記入してください。長岡市給付金専用
裏面に記載のある口座確認書類（本人名義以外の口座へ変更する場合は本人確認書類の写しも）を貼付してください。

【代理確認・受給を行う場合】

㉙ 代理人氏名	㉚ 申請者との関係	㉛ 代理人生年月日	㉜ 代理人住所
		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	こちらも確認書が送付された世帯の世帯主氏名となりますのでご注意ください。
㉝ 代理人の者を代理人と認め、物価高騰対応重点支援給付金の確認・請求・受給確認・請求及び受給を委任します。 →法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。		㉞ 日中に連絡可能な電話番号	㉟ 署名

56

振込先金融機関口座確認書類 貼り付け欄

- 57 ※表面上部「支給口座」欄が空白のため新たに記載した場合又は振込口座を変更した場合は、受取口座の金融機関・支店名、分類、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳（見開きの部分）やキャッシュカードの写しをここに貼り付けてください。

58

通帳（見開きの部分）やキャッシュカードの写しを貼付

※表面上段の「支給口座」欄が空欄で口座番号を新たに記載した場合、また振込口座を変更した場合は必ず貼付してください。

59

本人（代理人）確認書類 貼り付け欄

- 60 ※申請者本人以外の振込口座へ変更する場合、又は、代理人が確認（受給）する場合は、マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）をここに貼り付けてください。

61

※申請者本人以外の振込口座への変更、又は代理人が確認（受給）する場合に写しを貼付